

道路占用の未申請事案に係る占用許可の完了について

道路河川管理課

1 要 旨

西日本電信電話株式会社（N T T西日本）が広島県管理道路において他社が設置した電柱に共架している電線類（共架電線類）の一部で占用許可を受けず未申請の状態で使用していたものについて、全ての未申請共架電線類の道路占用許可を完了したので、その内容を報告する。

2 経緯等

- ・ H31. 3 N T T西日本から道路占用の未申請事案があることの通知
- ・ H31. 4 N T T西日本の自主調査開始
- ・ R 2 . 2 N T T西日本が未申請対象電柱 3, 158 本分を占用許可申請
- ・ R 2 . 3 県が占用許可完了
〃 占用許可分の過去の占用料相当額等を請求

3 占用料相当額等の算出

当該事案については、占用許可申請が行われていなかったことから公法上の債権に該当しないため、民法第 704 条（不当利得返還請求に係る元本及び利息の徴収）に基づき遡及期間を 10 年とし、民法第 404 条の法定利息（年 5 %）を適用し算出した。

4 占用料相当額等の請求金額

県が N T T西日本に請求した占用料相当額等の金額等については、次のとおりである。

- ・ 請求金額 11,184,326 円

5 再発防止策

N T T西日本においては、再発防止に係る取組みを開始しているところであり、県としても連携して再発防止に努めていく。